

明治三十一年法律第十四号

外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律

(趣旨)

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記については、他の法令に特別の定めがある場合を除き、この法律の定めるところによる。

（外国法人の登記の事務をつかさどる登記所）

第二条 日本に事務所を設けた外国法人（民法第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。第四条において同じ。）の登記の事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（第五条第一項から第三項までにおいて「法務局等」という。）が、登記所としてつかさどる。

（外国法人登記簿）

第三条 登記所に、外国法人登記簿を備える。

（商業登記法の準用）

第四条 商業登記法（昭和三十一年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く）、第二十六条、第二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第三百十条第一項及び第三項、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条から第四百八条までの規定は、日本に事務所を設けた外国法人の登記について準用する。

（夫婦財産契約の登記の事務をつかさどる登記所）

第五条 夫婦財産契約の登記の事務は、夫婦となるべき者が夫の氏を称するとき又は夫となるべき者、妻の氏を称するとき又は妻となるべき者の住所を管轄する法務局等が、登記所としてつかさどる。

2 前項の登記の事務は、同項に規定する夫となるべき者又は妻となるべき者の住所が日本国内にないとき又は当該住所が知れないときは当該夫となるべき者又は妻となるべき者の居所地を管轄する法務局等が登記所としてつかさどり、日本国内にその居所がないとき又はその居所が知れないときは当該夫となるべき者又は妻となるべき者の最後の住所を管轄する法務局等が登記所としてつかさどる。

3 第一項の登記の事務は、前二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が定まらないときは、法務大臣が指定する法務局等が登記所としてつかさどる。

4 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

（夫婦財産契約登記簿）

第六条 登記所に、夫婦財産契約登記簿を備える。

（共同申請）

第七条 夫婦財産契約に関する登記の申請は、特別の定めがある場合を除き、当該夫婦財産契約の当事者の双方が共同してしなければならない。

2 前項の登記を申請する場合には、申請人は、その申請情報と併せて夫婦財産契約をしたことを証する情報又は管理者の変更若しくは共有財産の分割に関する処分等の審判があつたこと若しくはこれに関する契約をしたことを証する情報を提供しなければならない。

（不動産登記法の準用）

第八条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七条から第十一条まで、第十三条、第十六条第一項、第十八条、第二十四条、第二十五条第一号から第九号まで及び第七十一条、第六十七条第一項から第三項まで、第七十一条、第六百九条（第六項を除く）、第二百一十一条第三項から第五項まで、第五百三十三条から第五百三十六条まで、第五百五十七条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第五百五十八条の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。この場合において、同法第十八条中「政令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものとする。

（省令への委任）

第九条 この法律に定めるもののほか、夫婦財産契約に関する登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

第一条 本法ハ民法及ヒ商法ノ施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二条 非訟事件手続法（明治二十三年法律第九十五号）其他従前ノ法令ニシテ本法ノ規定ト抵触シ又ハ重複スルモノハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

本法施行前ニ裁判所ガ申立ヲ受ケ又ハ着手シタル事件ハ旧法令ニ依ル

附 則（明治四十四年五月三日法律第七十四号）

本法ハ商法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ裁判所ノ受理シタル事件ニハ従前ノ規定ヲ適用ス

商法中改正法律附則ノ規定ニ依リ旧法ノ規定ヲ適用スヘキ場合ニ付テハ従前ノ規定ハ仍ホ其効力ヲ有ス

後見人登記簿ハ法定代理人登記簿ノ一部トシテ其効力ヲ有シ營利ヲ目的トスル社團法人ノ登記簿ハ其法人ノ種類ニ從ヒ合名会社登記簿、合資会社登記簿、株式会社登記簿又ハ株式会社合資会社登記簿ノ一部トシテ其効力ヲ有ス

附 則（大正一一年四月二一日法律第六十三号）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則（大正一一年四月二五日法律第七一号）抄

第三百八十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

（大正一五年四月二四日法律第六十七号）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則（昭和六年四月一日法律第四二二号）抄

第四十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則（昭和一四年四月一〇日法律第七十九号）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ裁判所ノ受理シタル事件ニハ従前ノ規定ヲ適用ス

商法中改正法律施行法ニ依リ同法第一条ニ於テ謂フ旧法ヲ適用スベキ場合ニ付テハ従前ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有ス他ノ法令ノ適用上従前ノ規定ヲ適用スベキトキ及他ノ法令中非訟事件手続法ヲ準用スル場合ニ於テ改正規定ニ依リコト能ハザルトキ亦同ジ

本法施行ノ際現ニ他ノ法令ニ於テ第二百六条乃至第二百八条ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ本法ニ依リ第二百六条ノ規定ノ改正ニ拘ラズ第

二百八条ノ二ノ規定ハ適用セラルコトナシ但シ当該法令ガ本法施行後第二百六条乃至第二百八条ノ規定ノ準用ヲ止メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則（昭和二年四月一六日法律第六一号）抄

第三十三條 この法律は日本国憲法施行の日から、これを施行する。

附 則（昭和二年二月六日法律第一五三号）

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

附 則（昭和二年二月一七日法律第一九五号）抄

第十七條 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附 則（昭和二年七月二一日法律第一五一号）抄

この法律は、公布の日から、これを施行する。

商法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第四十八号）附則の規定により改正前の商法を適用する場合に關しては、非訟事件手続法の従前の規定を適用する。

附 則（昭和二年五月三一日法律第一三七号）抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

6 従前の不動産登記法若しくは非訟事件手続法の規定（他の法令で準用する場合を含む。）又は戦時民事特別法廃止法律の規定に基き登記に關してした申請その他の手続又は処分は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、改正後の相当規定（他の法令で準用する場合を含む。）によつてした申請その他の手続又は処分とみなす。

7 従前の不動産登記法第五百十條若しくは第五百五十八條又は非訟事件手続法第五百一一條第一項若しくは第五百五十一條ノ三第二項の規定（他の法令で準用する場合を含む。）によつてした抗告に關しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

9 登記所がすべき公告は、当分の間官報でするものとする。但し、登記の事項の公告は、当分の間しない。

附 則（昭和二六年六月八日法律第二一三号）

- 1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
- 2 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第二十号）の規定により同法にいう旧法を適用する場合に關しては、従前の規定を適用する。他の法令の適用上従前の規定を適用すべきとき、及び他の法令中非訟事件手続法を適用する場合において改正規定によることのできないときも、同様とする。
- 3 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお従前の例による。
- 4 商法の一部を改正する法律施行法第七條第一項の登記は、代表取締役の申請によつてする。
- 5 この法律施行前に營業全部の譲渡により解散した株式会社又は有限会社社の解散の登記については、なお従前の例による。
- 6 商法の一部を改正する法律施行法第四十七條第一項但書の登記は、当該会社社の日本における代表者の申請によつてする。
- 附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二六八号）抄
- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 附則（昭和二十九年五月二十七日法律第二二七号）抄
- 1 この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。
- 附則（昭和三十三年四月二〇日法律第八二二号）抄
- 第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 附則（昭和三十三年九月一五日法律第一六一号）抄
- 1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作爲その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
- 附則（昭和三十三年七月九日法律第一二六号）抄
- この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。
- 附則（昭和四十一年六月一四日法律第八三三三号）抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。
- 附則（昭和四十五年六月五日法律第一一五五号）抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、民事訴訟法及び送達条約が日本國について効力を生ずる日から施行する。
- （民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置）
- 5 この法律の施行の際附則第三項の規定による改正前の民事訴訟法第五十九條又は前項の規定による改正前の非訟事件手続法第二十二條に定める期間が現に進行しているものについては、なお従前の例による。
- 附則（昭和四十六年六月三日法律第一〇〇号）抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。
- 附則（昭和四十九年四月二日法律第二二三号）抄
- この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第六條中商法中改正法律施行法第五條の改正規定、第十六條中外資に關する法律第八條第二項第四号ハの改正規定、第三十條、第三十一條及び第三十六條の規定は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五十四年三月三〇日法律第五五五号）抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。
- （経過措置）
- 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。
- 3 前項の事件に關し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。
- 附則（昭和五十四年二月二〇日法律第六八八号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
- 附則（昭和五十六年六月九日法律第七五五号）抄
- この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十二條ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四條の改正規定、第三条、第四条及び第七條の規定、第八条中農業協同組合法第十條第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二條第一項第六号の改正規定（をを含む。）の下に、「新株引受権証券」を加える部分に限る。、第十三條中小企業等協同組合法第九條の八第五項の改正規定、第二十四條中信用金庫法第五十三條第三項の改正規定、第二十六條中会社更生法第二百五十七條第四項の改正規定、第三十一條中労働金庫法第五十八條第六項の改正規定、第四十一條中商業登記法第八十二條の次に一條を加える改正規定及び同法第八十九條の改正規定並びに第四十五條及び第四十八條の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。
- 附則（平成元年二月二二日法律第九一号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 附則（平成二年六月二九日法律第六五五号）抄
- （施行期日）
- この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 附則（平成三年五月二一日法律第七九号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一から四まで 略
- 五 第六條から第二十一條まで、第二十五條及び第三十四條並びに附則第八條から第十三條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 附則（平成五年六月一四日法律第六三三三号）抄
- （施行期日）
- この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 附則（平成八年六月二六日法律第一一〇号）抄
- （施行期日）
- この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。
- 附則（平成九年六月六日法律第七二二二号）抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十一号）の施行の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。
- 附則（平成一一年七月一六日法律第八七七号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十一年八月一日法律第一二五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 第四条の規定による非訟事件手続法第百三十八条の改正規定

附 則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成二十一年二月二日法律第二二五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民法等の一部改正に伴う経過措置)
第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一から四まで 略

五 非訟事件手続法第百三十五条ノ三十六

附 則 (平成二十二年五月二日法律第九一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二九日法律第八〇号) 抄

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十三年二月二八日法律第一二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年二月五日法律第一三九号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年五月一二日法律第四三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第三十条及び第三十三条の規定 公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。ただし、第三条のうち非訟事件手続法第百二十五条第一項の改正規定及び第十三条のうち抵当証券法第四十一条の改正規定中新不動産登記法第百二十七条の準用に係る部分は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の施行の日(平成十七年四月一日)又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一六年二月三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第三条 この法律による改正後の民事訴訟法、非訟事件手続法及び民事執行法の規定(罰則を除く。)

は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

(過料事件に関する経過措置)

第七条 新民訴訟法第百八十九條第四項の規定及び第二条の規定による改正後の非訟事件手続法第百六十三條第四項(同法第百六十四條第八項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧民事訴訟法第百八十九條第一項の規定又は第二条の規定による改正前の非訟事件手続法(次項において「旧非訟事件手続法」という。)第二百八條第一項の規定による過料の裁判の執行があつた過料事件(過料についての裁判の手續に係る事件をいう。次項において同じ。)については、適用しない。

2 この法律の施行前に旧非訟事件手続法第二百八條ノ二第一項の規定による過料についての裁判に対する同条第二項の異議の申立てがされた過料事件については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十条 附則第三条から第十條まで、第二十九條及び前二條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一七年四月一三日法律第二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一十七年七月二十六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一十八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成一十八年二月一日法律第一〇九号）抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三三号）抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二六年六月一三三法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年二月一日法律第七一号）

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九條の改正規定（「第六十八條第二項」を「第八十六條第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六條第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二十四第一項の改正規定、第四十七條中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八條及び第七十九條の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六條第一項の改正規定並びに第二百二十四條及び第二百二十五條の規定 公布の日

二 第一条中外国人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第六条の規定（同条中商業登記法第九十條の次に一條を加える改正規定及び同法第九十一條第二項の改正規定（「前条」を「第九十條」に改める部分に限る。）並びに同号に掲げる改正規定を除く。）、第七條の規定、第十五條中一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律第三百三十條の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十六條第五項の規定（第十七條中信託法第二百四十七條の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十八條中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八條の改正規定（第十九條の二の下に、「第十九條の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「（同法第二十七條中「本店」とある部分を除く。）」を削る部分及び「事務所」との下に、「同法第十二條の二第五項中「営業所（会社にあつては、本店）」とあり、並びに同法第十七條第二項第一号及び第五十一條第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と」を、「選任された者」との下に、「同法第四百四十六條の二中「商業登記法（一）とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五條において準用する商業登記法（一）」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分に限る。）及び同法第六十條第六号中「隠へいたした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第九十九條の規定、第二十五條中金融商品取引法第九十條の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、及び同法第二百二條の十一の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二十六條の規定、第二十七條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二十八條の規定、第三十二條中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第三十四條中信用金庫法第八十五條の改正規定（「第二十七條まで（第二十四條第十六号を除く。）」を「第十九條の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七條まで（第二十四條第十五号を除く。）」に改める部分及び「第十二條第一項」を「第十二條第五号」に改める部分に限る。）、第三十五條第四項の規定、第三十六條中労働金庫法第八十九條の改正規定（「第二十七條まで（第二十四條第十六号を除く。）」を「第十九條の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七條まで（第二十四條第十五号を除く。）」に改める部分及び「第十二條第一項」を「第十二條第五号」に改める部分に限る。）、第三十七條第三項の規定、第四十一条中保

険業法第六十七條の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、及び同法第二百十六條の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十二條第十一項の規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第八十三條第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十六條第九項の規定、第五十條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八條の改正規定（「第二十七條まで（第二十四條第十五号及び第十六号を除く。）」を「第十九條の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例、第二十一条から第二十七條まで（第二十四條第十四号及び第十五号を除く。）」に改める部分に限る。）、第五十七條第三項の規定、第六十七條中宗教法人法第六十五條の改正規定（「第十九條の二」の下に、「第十九條の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に、「同法第四百四十六條の二中「商業登記法（一）とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六十六號）第六十五條において準用する商業登記法（一）」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「宗教法人法第六十五條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分に限る。）、第六十八條の規定、第六十九條中消費生活協同組合法第九十二條の改正規定（「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に、「同法第四百四十六條の二中「商業登記法（一）とあるのは「消費生活協同組合法（昭和三十三年法律第二百号）第九十二條において準用する商業登記法（一）」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分に限る。）、第七十條第三項の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第八十五條中漁船損害等補償法第八十三條の改正規定（「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第四百四十六條の二中「商業登記法（一）とあるのは「漁船損

害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第
八十三条において準用する商業登記法（ ）と、
「商業登記法第百四十五条」とあるのは「漁船
損害等補償法第八十三条において準用する商業
登記法第百四十五条」とを加える部分に限
る。）、第八十六条の規定、第九十三条中小企
業等協同組合法第百三条の改正規定（次号に掲
げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定、
第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正
規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三
まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及
び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改
める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及
び第一百一条の規定、第一百二十条中技術研究組合法
第百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除
く。）、第百三条第三項の規定、第百七条中投
資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三
条の改正規定（「第十九条の二」の下に「、第
十九条の三、第二十一条」を加える部分に限
る。）、第百八条の規定、第百十一条中有限責任
事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規
定（「第十九条の二」の下に「第十九条の三、
第二十一条」を加える部分に限る。）並びに第
百二十二条の規定 公布の日から起算して一年三
月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の
登記に関する法律第四条の改正規定（「並びに
第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三
十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分
に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六
条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第
十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同
法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同
条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条
第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改
正規定（「本店の所在地における」を削る部分
に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並
びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項
の改正規定（「本店の所在地における」を削る
部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百
一条、第百八条及び第百三十八条の改正規
定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律
第百五十一条第二項第一号の改正規定、同法第
百五十五条第一項の改正規定（「（以下この条」
の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」
を加える部分に限る。）、同法第百五十九条の次
に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条

第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次
に次のように加える改正規定、同法第二百三十
五条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第
百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に
限る。）、同条第二項の表第百五十九条第一項の
項の次に次のように加える改正規定及び同法第
二百三十九条第二項の表に次のように加える改
正規定、第十条第二項から第二十三項までの規
定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一
項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十
六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び
一般財団法人に関する法律の目次の改正規定
（「従たる事務所の所在地における登記（第三
十二条―第百三十四条）」を「削除」に改める
部分に限る。）、同法第四十七条の次に五条を加
える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の
次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節
第三款、第三百五条及び第三百二十九条の改
正規定、同法第三百三十条の改正規定（「第四
十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、
第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「、
第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三
十九条」に改め、「支店」とあるのは「「従た
る事務所」と」を削る部分に限る。）並びに同
法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改
正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改
正規定（「第三項を除く。）、第十八条」を削る
部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる
改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三
条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十
九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二
項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（
「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、
第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十
六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部
分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び
「読み替える」を「、同法第百四十六条の二
中「商業登記法（ ）とあるのは「金融商品取引
法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条に
おいて準用する商業登記法（ ）と、商業登記法
第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第
九十条において準用する商業登記法第百四十五
条」と読み替える」に改める部分を除く。）、同
法第百条の四、第百一条の二十第一項、第百二
条第一項及び第百二条の十の改正規定、同法第
百二条の十一の改正規定（「第十七条から」の

下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を
加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号
及び第十五号」に改める部分、「及び第二十
条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「
同法第百四十六条の二中「商業登記法（ ）とあ
るのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第
二十五号）第百二条の十一において準用する商
業登記法（ ）と、商業登記法第百四十五条」
とあるのは「金融商品取引法第百二条の十一に
おいて準用する商業登記法第百四十五条」と読
み替える」に改める部分を除く。）並びに同法
第百四十五条第一項及び第百四十六条の改正規
定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関す
る法律第二十三条から第二十四条の二までの改
正規定及び同法第二十五条の改正規定（「第二
十三条の二まで、」を「第十九条の三まで（登
記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添
付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二
十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を
「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十
四条第一項の改正規定（「第三百五条第一項本
文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加
える部分を除く。）、同法第百六十四条第四項の
改正規定、同法第百六十六条第二項第八号の次
に一号を加える改正規定、同法第百七十七条の
改正規定（「、第二十条第一項及び第二項」を
削る部分及び「、同法第二十四条第七号中「若
しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは
「若しくは」とを削り、「第百七十五条」と
の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記
法（ ）とあるのは「投資信託及び投資法人に関
する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第
百七十七条において準用する商業登記法（ ）
と、商業登記法第百四十五条」とあるのは
「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十
七条において準用する商業登記法第百四十五
条」とを加える部分を除く。）及び同法第二
百四十九条第九号の次に一号を加える改正規
定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定
（「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に
改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の
改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八
の次に五条を加える改正規定、同法第六十五
条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第
七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の
改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第

八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九
十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正
規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から
第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定
並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げ
る部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併
及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正
規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機
関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び
第二十二條第五項第三号の改正規定を除く。）、
第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正
規定、同法第四十九条第一項の改正規定（「規
定中」を「規定（同法第二百九十八条（第一項
第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四
項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二
条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三
百二十四条、第三百八条第四項、第三百二十五
条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除
く。）」中「株主」とあるのは「総代」と、これ
らの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三
百二十五条の三第一項第五号を除く。）」中「に
改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を
削り、「相互会社」と、」の下に「これらの規定
中」を加え、「これらの規定（同法第二百九
十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第
三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第
三百十四条並びに第三百八条第四項を除く。）」
中「株主」とあるのは「総代」と」を削り、
「各号を除く。）」及び第四項中「を「第三号及び
第四号を除く。）」中「前条第四項」とあるのは
「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあ
るのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次
条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び
第三十条」と、同条第四項中「取締役会設置会
社」とあるのは「相互会社」と、「第三百
十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第
三百十一条第一項中「議決権行使書面」に」とあ
るのは「議決権行使書面（保険業法第四十八
条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下
同じ。）」と、同条第四項並びに第五項第一
号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並
びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」
を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及
び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規
定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に改
め、「支店所在地における登記」を削り、「登
記」並びに「を「登記、」に、「第百四十八条」

を「第三百七十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百九十九条から第四百八十五条まで（）に改める部分及び「第四百八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四百六十六条の二中「商業登記法（）とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条において準用する商業登記法（）と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法（）と、同法第百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第六百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第七百七十一条及び第六百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定（「、第二十條第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と」を加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第百八十三条第一項の改正規定（「第二十七條」を「第十九條の三」に、「印鑑の提出」を「、第二十一條から第二十七條まで（）に改める部分、」、同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と」を削

る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（）とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百八十三条第一項において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える部分を除く。）及び同法第三百十六條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十條中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（「第三項を除く。）」を削る部分に限る。）、第五十二條、第五十三條及び第五十五条の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定（「同法第九百三十七條第一項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と」を削る部分に限る。）、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（同法第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（「第十七條（第三項ヲ除ク）」を「第十七條」に改める部分に限る。）、第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一号を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第百一條第一項第四十號の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一号を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第百三十條第一項第三十八號の次に一号を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償

法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七條中森林組合法第五十條第一條の改正規定、同法第六十條の三の次に一條を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第百條第二項の改正規定並びに同法第百二十二條第一項第十二號の次に一号を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一條を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第百條第一項第十六條の次に一号を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第百三条の改正規定（「、第四十八條」を「、第五十一條」に、「並びに第百三十三條」を「、第百三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十九條」に改める部分及び「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十三條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」と」を削る部分に限る。）、第九十六條の規定（同法中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第百四十四條の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八條の六」を加える部分を除く。）、第百條の規定（同法中中小企業団体の組織に関する法律第百十三條第一項第十三号の改正規定を除く。）、第百二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五十九條第三項から第五項まで及び第百六十條第一項の改正規定並びに同法第百六十八條の改正規定（「、第四十八條」を「、第五十一條」に、「並びに第百三十二條」を「、第百三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十九條」に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、」を削る部分に限る。）、第百七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十

一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附則（令和三年四月二十八日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日

（外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条において準用する新不動産登記法第百二十一条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされる登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条の規定の適用については、同条中「第百十九條（第六項を除く。）」とあるのは、「第百十九條」とする。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。